

令和 8 年第 8 回 木津川市選挙管理委員会次第

日時 令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 9 時 00 分～

場所 木津川市役所 4 階 会議室 4－4

1 開 会

2 議 事

（１）令和 8 年 9 月選挙人名簿定時登録について

（２）令和 9 年統一地方選挙について

（３）裁判員候補者の選定について

（４）検察審査員候補者の選定について

3 その他

4 閉 会

選挙人名簿登録者数報告書

(市区町村名 木津川市)

令和8年9月1日現在

区 分	男	女	計
前回定時登録日現在における 名簿登録者数 (A)	30,117	33,407	63,524
移 替 え に よ る 異 動 者 数 (A')	0	0	0
定時登録に係る補正登録者数 (B)	0	0	0
選 挙 時 登 録 者 数 (C)	0	0	0
選挙時登録に係る補正登録者数 (D)	0	0	0
抹 消 者 数 (E)	480	438	918
今 回 定 時 登 録 者 数 (F)	381	387	768
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (A±A' +B+C+D-E+F)	30,018	33,356	63,374

上記のとおり報告します。

令和8年9月1日
京都府選挙管理委員会委員長 様

木津川市選挙管理委員会委員長 和田 稔

- 備考1 この報告は、9月1日（登録日の変更の場合は、その日）現在で調査してください。
- 2 (C)欄は、前回定時登録から今回定時登録までの間に行われた選挙時登録に係る数を記入してください。~~（2回以上の選挙時登録が行われた場合は、それぞれの登録者数の合計数とする。）~~
- 3 (E) 欄は、前回定時登録から今回定時登録までの間に抹消した者の数を記入してください。
- 4 (F) 欄は、9月1日現在において名簿に登録される資格を有する者で、同日（登録日の変更の場合は、その日）に登録された者の数を記入してください。
- 5 ~~登録日を変更したときは、その変更の理由を記入してください。~~

在外選挙人名簿登録者数報告書

(市区町村名 木津川市)

令和8年9月1日現在

区 分	男	女	計
前回報告時点における名簿登録者総数 (A)	13	25	38
前回報告時点以降の登録者数 (B)	0	0	0
前回報告時点以降の抹消者数 (C)	1	0	1
今回登録者総数 (A+B-C)	12	25	37

上記のとおり報告します。

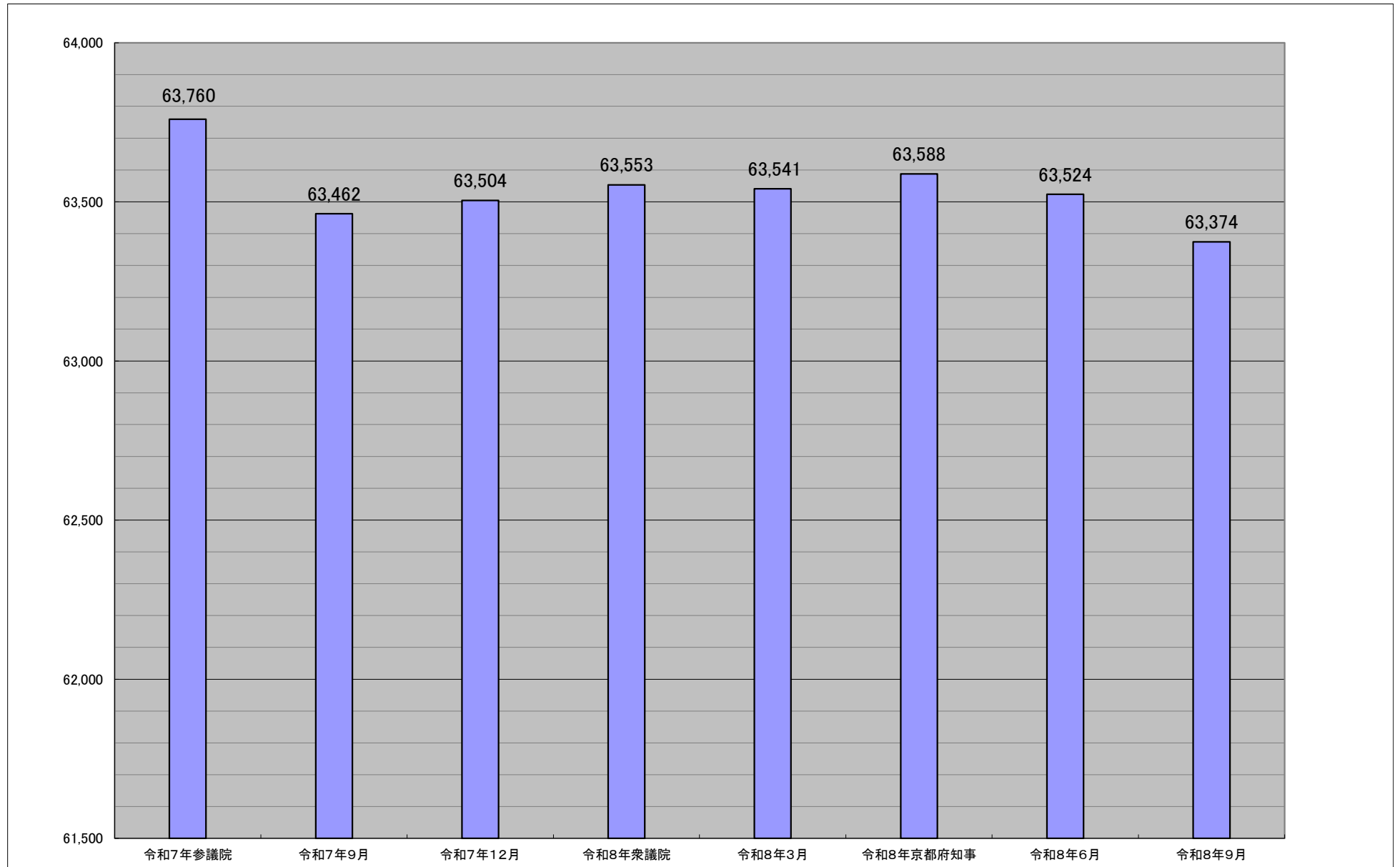
令和8年9月1日
京都府選挙管理委員会委員長 様

木津川市選挙管理委員会委員長 和田 稔

備考 この報告は、公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた日現在の登録者数について行ってください。

投票区	投票場所	6月定時登録	投票区間の移し 替え移動者数	抹消者数				登録者数			9月定時登録 計	対6月定時登録	
				転出抹消	死亡者	その他	計	転入	年齢到達	計		増減数	増減率
1	木津小学校	2,936	1	43	6	0	49	27	12	39	2,927	-9	-0.31
2	木津川市役所	2,381	5	25	10	0	35	32	12	44	2,395	14	0.59
3	鹿背山会館	338	-1	2	3	0	5	1	0	1	333	-5	-1.48
4	市坂集会所	536	-1	1	5	0	6	1	1	2	531	-5	-0.93
5	梅谷区集会所	227	0	1	0	0	1	0	1	1	227	0	0.00
6	相楽小学校	3,891	-2	43	12	0	55	34	13	47	3,881	-10	-0.26
7	吐師会館	832	2	15	3	0	18	13	3	16	832	0	0.00
8	泉川団地集会所	1,099	-1	4	5	0	9	5	1	6	1,095	-4	-0.36
9	東部交流会館	1,437	-5	9	3	0	12	8	5	13	1,433	-4	-0.28
10	高の原小学校	3,659	3	59	4	0	63	46	13	59	3,658	-1	-0.03
11	兜谷集会所	3,218	-1	44	6	0	50	38	3	41	3,208	-10	-0.31
12	相楽台小学校	3,053	-1	58	6	0	64	39	6	45	3,033	-20	-0.66
13	木津川台小学校	5,193	-4	86	4	0	90	23	23	46	5,145	-48	-0.92
14	梅美台小学校	5,454	-1	93	8	0	101	53	40	93	5,445	-9	-0.17
15	州見台小学校	5,638	-3	115	3	0	118	70	25	95	5,612	-26	-0.46
32	城山台小学校	6,115	19	49	5	0	54	45	25	70	6,150	35	0.57
木津地区 16投票区計		46,007	10	647	83	0	730	435	183	618	45,905	-102	-0.22
16	加茂支所	2,456	-5	22	8	0	30	32	10	42	2,463	7	0.29
17	加茂小学校	1,910	-2	20	4	0	24	10	12	22	1,906	-4	-0.21
18	加茂人権センター	335	-2	1	1	0	2	1	1	2	333	-2	-0.60
19	文化財整理保管センター分室	1,156	0	6	3	0	9	5	3	8	1,155	-1	-0.09
20	当尾の郷会館	417	-1	0	3	0	3	2	0	2	415	-2	-0.48
21	南加茂台公民館	2,208	-2	15	7	0	22	7	3	10	2,194	-14	-0.63
22	南加茂台小学校	1,643	0	6	2	0	8	0	5	5	1,640	-3	-0.18
23	南加茂台第5集会所	814	0	5	3	0	8	5	1	6	812	-2	-0.25
加茂地区 8投票区計		10,939	-12	75	31	0	106	62	35	97	10,918	-21	-0.19
24	山城支所別館	1,020	0	11	6	0	17	0	2	2	1,005	-15	-1.47
25	上粕小学校	910	0	6	3	0	9	10	2	12	913	3	0.33
26	椿井区公民館	625	1	5	2	0	7	0	2	2	621	-4	-0.64
27	北河原区公民館	289	-2	0	2	0	2	2	0	2	287	-2	-0.69
28	神童子公民館	97	0	0	1	0	1	0	0	0	96	-1	-1.03
29	大平尾会館	1,429	0	6	3	0	9	11	5	16	1,436	7	0.49
30	北平尾区コミュニティセンター	939	2	15	2	0	17	9	2	11	935	-4	-0.43
31	棚倉小学校	1,269	1	14	6	0	20	4	4	8	1,258	-11	-0.87
山城地区 8投票区計		6,578	2	57	25	0	82	36	17	53	6,551	-27	-0.41
木津川市域 総計		63,524	0	779	139	0	918	533	235	768	63,374	-150	-0.24

選挙人名簿登録者の推移



統一地方選挙執行計画（案）

（京都府議会議員一般選挙・木津川市長選挙・木津川市議会議員一般選挙）

統一地方選挙執行計画（案）

京都府議会議員一般選挙（府議選挙）、木津川市長選挙・木津川市議会議員一般選挙（市長・市議選挙）を本執行計画に基づき管理執行する。

第1 選挙期日等（府議：4月11日、市長市議：4月25日とした場合）

	府議選挙	市長・市議選挙
選挙期日	令和9年4月11日（日）	令和9年4月25日（日）
告示日 （立候補届出日）	令和9年4月2日（金）	令和9年4月18日（日）
期日前投票期間	令和9年4月3日（土） ～令和9年4月10日（土） （8日間）	令和9年4月19日（月） ～令和9年4月24日（土） （6日間）
選挙すべき定数	2名	・市長 1名 ・市議 20名
任期満了日	令和9年4月29日（木）	令和9年4月25日（日）

※ 統一地方選挙特例法に基づき日程が決定。（臨時国会において決定）

（令和5年統一地方選挙時は、令和4年11月18日に法律が施行。）

立候補予定者説明会

- 日 時 令和9年2月3日（水）（予定）
市長選挙立候補予定者説明会 午前9時～
市議選挙立候補予定者説明会 午後2時～
○場 所 市役所4階 会議室4-3、4-4

第2 選挙人名簿登録者数等

- 1 名簿登録者数 63,374人（令和8年9月定時登録）

※ 府議選挙の投票資格は京都府民のみ。

※ 市長・市議選挙の投票資格は木津川市民のみ。

- 2 投票区の数 32投票区（前回 京都府知事選挙と同数）

第3 投票管理者・開票管理者（職務代理者）

1 投票管理者・投票立会人

投票管理者及び投票立会人は、従来どおり選挙管理委員会の委員、補充員、市明るい選挙推進協議会委員並びに地域長をはじめとする各地域の役員（地域長に推薦を依頼）から選任することとする。

なお、非常に重要かつ関心の高い市長・市議選挙においては、選挙運動に携わる住民も増えることが予測されることから、投票管理者の人選が難航した場合には『市職員（管理職相当職）』を投票管理者に選任することも検討する。

○投票管理者：選挙管理委員会委員、補充員、市明推協委員、地域長 等

○投票立会人：市明推協委員、地域長（各地域役員） 等

2 期日前投票管理者・期日前投票立会人

期日前投票管理者は、選挙管理委員会の委員、補充員及び明推協委員から選任し、期日前投票立会人は若年層を中心に公募者等から選任することとする。

○期日前投票管理者：選管委員、選管補充員、市明推協委員 等

○期日前投票立会人：公募者 等

3 開票管理者等（※市長・市議選挙は選挙長）

府議選挙における開票管理者は、選挙管理委員会委員長とする。

市長・市議選挙では、選挙会を開催し、当選人を決定することになるが、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、法第79条の規定に基づき、開票事務と選挙会事務を合同して行うことができるため、選挙長及び選挙立会人が開票管理者及び開票立会人の職務を行うこととする。

なお、選挙長は、選挙管理委員会委員長とする。

○開票管理者（選挙長）：選挙管理委員会委員長

○同職務代理者：選挙管理委員会委員長職務代理

※市長・市議選挙の選挙長が事務を行う場所については、立候補届出日は、立候補届受付場所とし、それ以外は選挙管理委員会事務局内とする。

4 開票立会人（※市長・市議選挙は選挙立会人）

開票立会人（選挙立会人）は各候補者の届け出によるが、その数が法定定足数の3人に満たない場合は、選管補充員の中から必要人数を選挙管理委員会が選任する（公職選挙法第62条第9項）。

※ あらかじめ、選任予定者を選考しておく。

また、開票立会人の届出人数が10人を超える場合については、選挙期日の3日前の午後5時30分から開催する木津川市選挙管理委員会において、「くじ」により決定する。

○府議選挙：令和9年4月8日（木）

○市長・市議選挙：令和9年4月22日（木）

《参考》公職選挙法

(開票立会人)

第62条

9 第2項の規定による開票立会人が3人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに3人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に3人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて3人以上選任することができない。

(選挙立会人)

第76条 第62条(第8項を除く。)の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、(中略)同条第9項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「選挙の期日の前日までに3人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に3人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに3人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「、当該選挙長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、同項ただし書中「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第79条 ～地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、第66条第1項及び第2項、第67条、第68条第1項並びに第68条の2第1項及び第4項の規定を除いた第7章の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができる。

第4 選挙人名簿について

1 選挙人名簿

各選挙の選挙人名簿の登録基準日は、以下のとおりで行う。

	府議選挙	市長・市議選挙
選挙人名簿基準日	令和9年4月1日（木）	令和9年4月17日（土）
登録日	令和9年4月1日（木）	令和9年4月17日（土）
電算処理日（予定）	令和9年3月11日（木）	令和9年4月1日（木）

※各選挙の告示日前日を選挙人名簿の登録基準日として、基準日現在において引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人で、選挙期日（投票日）において満18歳以上の人を基準日に登録する。

※市内転居者については、電算処理日までに転居した者は新住所地の投票所で、電算処理日の翌日以降に転居した者は前住所地の投票所で投票を行う。

2 在外選挙人名簿

府議選挙、市長・市議選挙では在外投票はできないため、調製は行わない。

3 法第11条該当者名簿

該当者名簿一覧表をエクセル様式により作成する。

《参考》公職選挙法

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 1 削除
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 4 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 5 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者

第5 投票について

1 投票用紙の作成（市長・市議選挙）

市長・市議選挙で使用する投票用紙は次のとおりとする。

ただし、他の選挙と色が重複する場合は変更するものとする。

◆市長選挙（用紙の色：ウグイス色）

候補者氏名	令和九年四月二十五日執行 木津川市長選挙投票 （注意） 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 木津川市 選挙管理 委員会印

◆市議選挙（用紙の色：白色）

候補者氏名	令和九年四月二十五日執行 木津川市議会議員一般選挙投票 （注意） 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 木津川市 選挙管理 委員会印

◆市長・市議会議員共通（12.8cm×8cm）

公印（木津川市選挙管理委員会印）は黒色で刷り込み式とする。文字色は黒色とする。

2 投票所入場券の発行

1人1枚の投票所入場券により通知を行う。

期日前投票が始まる告示日翌日までには選挙人に届くように郵便局に持ち込むものとする。

府議選挙については、府内市区町村への転出表示者に対して、居住地での不在者投票の方法等の周知を兼ね、通知文と不在者投票宣誓書兼請求書を送付する（市長・市議選挙の投票資格は木津川市民のみ）。

※投票所入場券の用紙の色は、府議選挙と市長・市議選挙で変える。

	府議選挙	市長・市議選挙
郵便局持込日	令和9年3月19日（金）	令和9年4月6日（火）
配達期間	令和9年3月25日（木） ～令和9年4月2日（金）	令和9年4月12日（月） ～令和9年4月18日（日）

3 投票区・投票所

32投票所とする。

4 繰上げ投票

繰上げ投票は行わない。

5 期日前投票

① 期日前投票所の設置

期日前投票所は以下の4箇所に設置し、設置場所、設置期間等については、市の広報紙、HP、入場券の裏面に記載することにより市民に周知する。

また、居住地域に関係なく、市内いずれの期日前投票所においても期日前投票ができることとする。

■府議選挙

期日前投票所	設置期間	設置時間
市役所 加茂支所 山城支所別館	令和9年4月3日（土） ～令和9年4月10日（土） （8日間）	午前8時30分 ～午後8時
イオンモール高の原		午前10時 ～午後8時

■市長・市議選挙

期日前投票所	設置期間	設置時間
市役所 加茂支所 山城支所別館	令和9年4月19日（月） ～令和9年4月24日（土） （6日間）	午前8時30分 ～午後8時
イオンモール高の原		午前10時 ～午後8時

② 期日前投票所の設備

期日前投票所の設置施設は、投票環境の向上を図るための対策（案内看板の設置、1足制の導入、スロープの設置や車イスの配備などのバリアフリー対策

など）が常備されている施設とし、建物の２階以上に設置する場合はエレベーター等の昇降設備が整っていることを条件とする。また、これらに加えて必要な資材や設備を整える。

6 不在者投票

病院・老人施設等の不在者投票事務は、選挙管理委員会事務局（本庁）でのみ取り扱うものとする。

不在者投票請求兼宣誓書は期日前投票請求兼宣誓書とともに、各期日前投票所（兼不在者投票所）で交付可能とし、併せて市のホームページからも入手できるように対処する。

不在者投票請求兼宣誓書の提出については、各期日前投票所で預かり可能とする。

他市町村に選挙人名簿を有する者が行う滞在地（木津川市）での不在者投票事務は、市内すべての期日前投票所を不在者投票所として指定し取り扱う。

① 指定病院等での不在者投票

全国の指定病院及び老人ホームに入院あるいは入所中の選挙人で不在者投票事由に該当するものは、指定病院等内で不在者投票ができる。

② 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があるもので公職選挙法の規定に該当するものは郵便等による不在者投票ができる。しかし郵便等による投票については、選挙期日の４日前までに投票用紙の交付の請求をしなければならないので注意が必要である。なお、郵便等による不在者投票の対象者となるには事前の登録が必要である。

③ 名簿登録地以外での市町村の選挙管理委員会における不在者投票（投票用紙発送事務）

選挙当日、他市町村において職務等に従事の予定であることや、他市町村に旅行等の予定であることなどの事由により投票できない場合は、現に滞在中、又は旅行している市町村において不在者投票ができる。

第6 在外投票

公職選挙法により、今回の統一地方選挙において在外投票はできない。

第7 開票

- 開票所 中央体育館アリーナ
- 開票事務 開票については、事務従事者のマニュアルに基づき開票事務を行うものとする。(後日作成)
- 開票開始時刻 午後9時
- 開票中間速報 第1回目 午後10時
(その後おおむね30分間隔)
- 結了予定時刻 ①府議選挙
午後10時30分
②市長・市議選挙
・市長：午後10時30分
・市議会議員：午前10時30分
- 文書検収場所 中央体育館トレーニングルーム
- ※市長・市議選挙の開票順序は、最初に市長選挙、その後市議選挙の順で開票する。

第8 投票箱の送致

あらかじめ、安全かつ最短で送致できるルートを設定する。

第9 投票速報

速報本部は、中央体育館に設置する。

投票速報は、指定時刻に投票所からの連絡を受け、選管本部で集計する。

投票中間速報(予定) (6回)

10時00分、11時00分、14時00分

16時00分、18時00分、19時30分

第10 ポスター掲示場

ポスター掲示場は公職選挙法第144条の2第8項及び京都府議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例、木津川市ポスター掲示場の設置に関する条例の規定に基づき設置する。

設置箇所については、12月定時登録者数に基づき決定し、各般の状況を検証し、設置場所の検討を行う。(見込数：219箇所)

ポスター掲示場設置及び管理については、選挙期間中の天候や自然災害への対策も必要であるため、設置場所、設置工法等をあらかじめ検討し、その施工方法・管理については万全を期する。ポスター掲示場設置に係る業者の選定は、設置箇所等を十分に把握していると考えられることから、木津、加茂、山城それぞれの区域ごとに見積徴取を行い、設置業者を選定する。

また、選挙期間中にポスター掲示場の破損、倒壊等の事態が発生した場合については、速やかに復旧を図ることとする。

なお、ポスター掲示板等が明らかに故意により破損を受けた場合は、警察に連絡するとともに、被害報告等の処置を講ずるものとする。

ポスター掲示場の素材については、S Tボード（リサイクル型再生紙ボード）もしくは同等品とする。

府議選挙の区画数は京都府選管で決定される。市長・市議選挙の区画数は次のとおりとする。

【府議選挙（予定）】	2段 4列（ 8区画）	サイズ： 910 mm×1820 mm
【市長選挙】	2段 3列（ 6区画）	サイズ： 910 mm×1820 mm
【市議選挙】	3段10列（30区画）	サイズ：1365 mm×5915 mm

《参考》

○公職選挙法

第144条の2

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

○公職選挙法施行令

第111条 法第144条の2第2項又は第9項に規定するポスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区について、次の表の上欄に掲げる投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中欄に掲げる投票区ごとの面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数を合計した数とする。

○京都府議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

第1条 京都府議会議員の選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設ける。

○木津川市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

第2条 木津川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、木津川市の議会議員及び長の選挙を行うときは、ポスター掲示場を設けなければならない。

第 1 1 候補者の氏名掲示

公職選挙法第 1 7 5 条の規定に基づき、候補者の氏名等の掲示を作成する。

候補者の氏名掲示については、各選挙の告示日の午後 5 時 3 0 分に開催される木津川市選挙管理委員会のくじにより氏名掲示の順番を決定する。

《参考》公職選挙法

第 1 7 5 条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、 ～（略）～ 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、 ～（略）～ 掲示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、 ～（略）～ 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3 第 1 項の掲示の掲載の順序は、 ～（略）～ 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、 ～（略）～ 当該選挙の公示又は告示があつた日において第 8 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 6 条の 2 第 1 項、第 8 6 条の 3 第 1 項又は第 8 6 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。

第 1 2 啓発活動に関する事項について

1 啓発資材

①府議選挙

- ・ 公用車に啓発マグネットを掲示（京都府配布分）
- ・ 投票所及び市庁舎に啓発用のぼり旗を設置（購入予定）
- ・ 懸垂幕設置【本庁・加茂支所】（京都府配布分）

②市長・市議選挙

- ・ 公用車に啓発マグネットを掲示（購入予定）
- ・ 投票所及び市庁舎に啓発用のぼり旗を設置（購入予定）
- ・ 懸垂幕設置【本庁・加茂支所】（購入予定）
- ・ 市内コミュニティバスの車内に広告掲示（依頼予定）

2 選挙公報

① 選挙公報の作成（市長・市議）

市長・市議選挙は、『木津川市選挙公報発行に関する条例』の定めるところにより発行する。

選挙公報の掲載の順序は、告示日の午後 5 時から開催する木津川市選挙管理委員会において、「くじ」により決定する。

選挙公報の規格は、次のとおりとする。

市長選：タブロイド版 2 ページ

市議選：ブランケット版 8 ページ

紙 質：再生上質紙

② 選挙公報の配布等

新聞折込みによる配布の他、ＨＰにも記事を掲載する。

なお、新聞未購読世帯に対応するため、郵送による配布を希望される世帯には、登録制により選挙公報を郵送する。また、市役所本庁、各支所及び西部出張所等の公共施設等に選挙公報を据え置くこととする。

3 その他の啓発

① ターゲティング広告

若い世代の投票率向上を図るため、木津川市内で、パソコン、スマートフォンを用いてインターネット（Yahoo、楽天、食べログ、COOKPAD 等）を閲覧した際に、各サイトの広告欄に市ＨＰの選挙啓発記事に誘導する広告を表示するサービスを活用する。

※サービス期間：告示日から投開票日までを予定

② その他

上記の他、以下の対応を行うこととする。

- ・市ＨＰ … 府議選挙及び市長・市議選挙専用ページを作成し、投票日や期日前投票所、各種投票方法等について周知を行う。
また、当該ページへ誘導するＱＲコードを、投票所入場券、広報きづがわ等に掲載し、周知に努める。
- ・広報きづがわ … 3月号に選挙のお知らせを掲載する。
- ・若年層への啓発 … 新たに18歳となった者への選挙啓発用バースデーカード送付時に、統一地方選挙啓発用カードを同封する。

第13 投票所の設備について

投票所の設備は、構造及び管理上一足制とすることができない投票所を除き、「一足（土足）制」を原則とすることから、段差解消用スロープ・養生シート・車イスや車イス用記載台を積極的に配備する。

なお、各投票所に配備・配布する資機材については、施設固有の物品を除き、市内全投票所において統一化を図る。

第 1 4 指定投票区の指定について

○指定投票区（不在者投票） — 第 2 投票所

本来各投票所へ送致しなければならない不在者投票用紙を指定する投票所へ集約することができることから、投票所事務従事者の負担軽減や提出書類の記載誤り防止等、事務の効率化のために指定投票区を導入するものとする。

指定投票区は、選管本部に最も近い第 2 投票所（本庁 1 階）とする。

○指定関係投票区 — 第 1 投票所および第 3 投票所から第 3 2 投票所

指定投票所（第 2 投票所）以外の投票所を指定関係投票所として定める。

第 1 5 事務従事者の選任

期日前投票所及び当日の投開票所における事務は、市職員及び派遣職員により執り行う。

派遣職員については、期日前及び当日の投票事務（受付簿、案内・誘導、投票用紙交付（2 票目）係）に割り当てることとする。ただし、派遣職員の導入に応じることができる業者が無い場合については、選挙事務に必要な人員すべてを木津川市職員から選任することとする。

また、過去の選挙管理委員会事務局書記経験者を中心に選管本部へ配置し、体制の強化と整備に努める。

事務従事者には実績に応じ、管理職員特別勤務手当・時間外勤務手当を支給する。

○期日前投票事務従事者

期日前投票事務については、市職員及び派遣職員から選任する。日ごとに各期日前投票所の責任者として事務総括責任者を終日配備し、期日前投票管理者職務代理者を兼任する。他の職員については午前・午後の交代制で勤務する。

期日前投票期間中の事務をスムーズに開始・終了させるために選管事務局職員が各日の開始・終了の時間帯に立ち会う。

○投票事務従事者

投票事務従事者については、市職員及び派遣職員から選任し、各投票区の有権者数に応じて、必要人数を決定し、配置する。

市職員、派遣職員共に終日勤務とする。

投票所施設の準備は、原則として投票日の前日に行う。

○開票事務従事者

開票事務従事者については、市職員の中から選任する。開票所施設の準備及び開票リハーサルは、開票日の前日に行う。

第 16 選挙システム

期日前投票・不在者投票・当日投票全てにおいてシステムにより投票者の確認、選挙人名簿への消し込みを行う。

- ・ 期日前投票・不在者投票・当日投票の受付（パソコンによる消しこみ）
- ・ 瞬時に選挙人名簿と確認することができる機能（バーコード受付）
- ・ 各期日前投票所間のネットワーク化（当日投票所はオフライン運用）
- ・ 期日前・当日投票集計機能
- ・ 期日前投票終了後、すべての期日前投票情報を確認の上、各当日投票所用 USB を作成

第 17 選挙公営（市長・市議選挙）

市長・市議選挙については、『木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例』の定めるところにより公費負担を行う。

1 選挙運動用ビラ作成費

○市長

枚 数：16,000 枚（2 種類以内）

限度額：8 円 38 銭（単価）× 確認された枚数 16,000 枚 = 134,080 円

○市議

枚 数：4,000 枚（2 種類以内）

限度額：8 円 38 銭（単価）× 確認された枚数 4,000 枚 = 33,520 円

※ 実際の作成単価又は作成枚数が上記よりも少ないときは、その実際の作成単価又は作成枚数による請求となる。

2 選挙運動用ポスター作成費（市長、市議共通）

作成枚数の上限 木津川市内におけるポスター掲示場の数（219 枚）

作成単価の上限 2,031 円（1 円未満の端数は切り上げ）

316,250 円 + 586 円 88 銭 ×（木津川市内におけるポスター掲示場の数）

（木津川市内におけるポスター掲示場の数）

※ 実際の作成単価又は作成枚数が上記よりも少ないときは、その実際の作成単価又は作成枚数による請求となる。

3 選挙運動用自動車（市長、市議共通）

ア. 一般乗用旅客自動車運送業者（タクシー、ハイヤー）との契約である場合

1 日 64,500 円以内

イ. ア以外の契約である場合

(自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用を別々に契約する場合)

a. 自家用自動車またはレンタカー等の借入れの場合

1日 16,100円以内

※ 同一日の2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、候補者が指定する1台に限られる。

b. 燃料代

1日 7,700円 × (立候補届出日から選挙期日の前日までの日数)
以内で、確認書に記載された金額まで

c. 選挙運動用自動車運転手

1日 12,500円以内

※ 同一日に2人以上の運転手が雇用される場合には、候補者が指定する1人に限られる。

4 選挙運動用ハガキ

- ・市長選：8,000枚まで
- ・市議選：2,000枚まで

公職選挙法第142条の規定により、選挙運動のために使用が認められているハガキについて、各候補者の郵送実績に応じて、郵送料を選挙管理委員会が負担する。選挙の区分に応じて郵送できるハガキの上限枚数が異なる。

第 18 候補者表示物

市長選挙用 4セット作成（3セット番号入り、1セット予備）

◆街頭演説用標旗（70cm×30cm）

生地色 白：文字色 こげ茶色

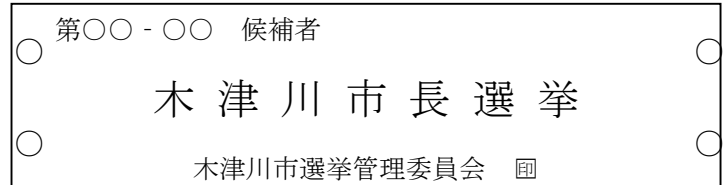
標旗用プラポール付き 布製



◆街頭演説用腕章（10cm×30cm）1セット 11 枚

ハトメ 2 重仕上げ 布製

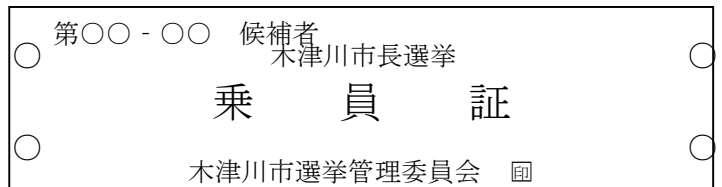
生地色 白：文字色 こげ茶色



◆自動車乗車用腕章（10cm×30cm）1セット 4 枚

ハトメ 2 重仕上げ 布製

生地色 白：文字色 こげ茶色



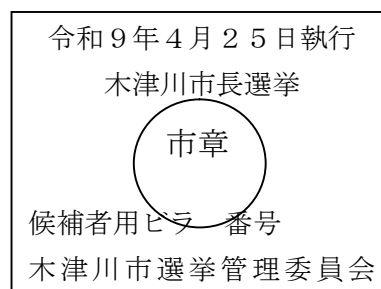
◆選挙運動用ビラ証紙

（13 mm×19 mm） 文字色 黒色

地模様入り 上質タック紙製

番号（1～6）

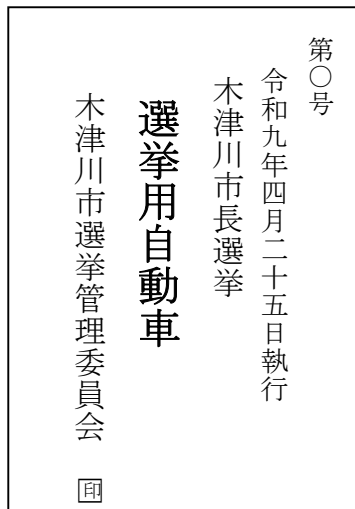
1セット 16,000 枚



◆選挙運動用自動車表示板

(20cm×15cm)

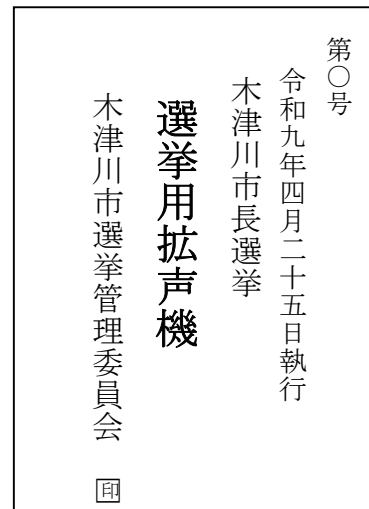
白色ベニア：文字色 こげ茶色



◆選挙運動用拡声機表示板

(20cm×15cm)

白色ベニア：文字色 こげ茶色

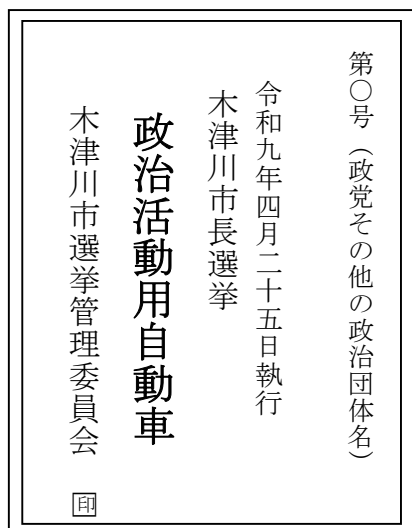


確認団体政治活動用

4セット作成（3セット番号入り、1セット予備）

◆政治活動用自動車表示板（20cm×15cm）

白色ベニア：文字色 濃紺色



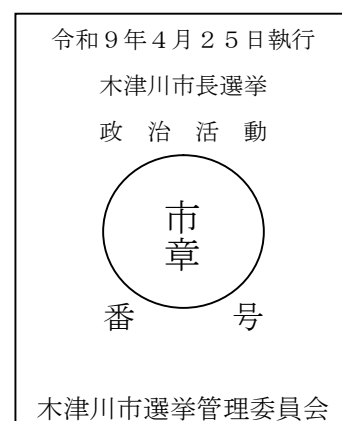
◆政治活動用ポスター証紙（35 mm×25 mm）

文字色 黒色

地模様入り、テトロンフィルム製

番号（1～6）

1セット 1,000 枚



◆政談演説会立札証票（10cm×15cm）

ユポ紙製 白地：文字色 黒色

1セット10枚

令和9年4月25日執行 木津川市長選挙		
政談演説会告知用立札看板の類の証		
政談演説会	1 届出書番号	第 号
	2 政治団体名	
	3 開催年月日	令和9年4月 日
	4 使用施設の 名 称	
木津川市選挙管理委員会		印

市議会議員選挙用 30セット作成（26セット番号入り、4セット予備）

◆街頭演説用標旗（70cm×30cm）

生地色 白：文字色 黒色

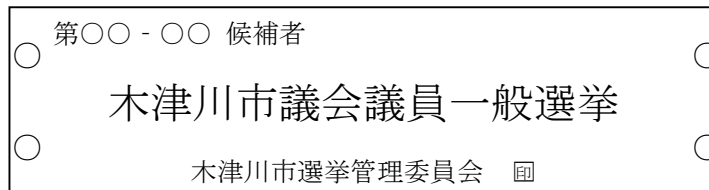
標旗用プラポール付き

第○号 木津川市議会議員一般選挙 街頭演説用標旗 木津川市選挙管理委員会 印
--

◆街頭演説用腕章（10cm×30cm）1セット 11 枚

ハトメ 2 重仕上げ 布製

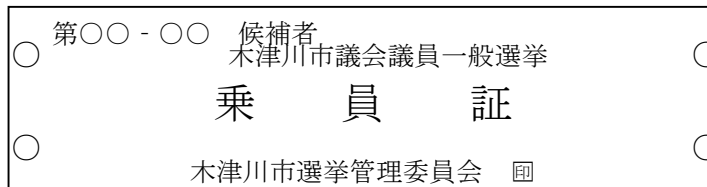
生地色 白：文字色 黒色



◆自動車乗車用腕章（10cm×30cm）1セット 4 枚

ハトメ 2 重仕上げ 布製

生地色 白：文字色 黒色



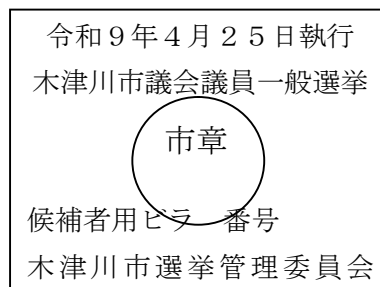
◆選挙運動用ビラ証紙

（13 mm×19 mm） 文字色 黒色

地模様入り 上質タック紙製

番号（1～28）

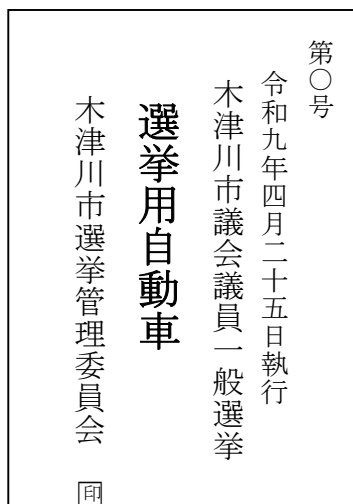
1セット 4,000 枚



◆選挙運動用自動車表示板

（20cm×15cm）

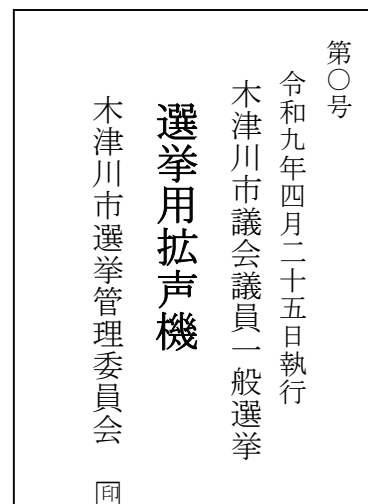
白色ベニア：文字色 黒色



◆選挙運動用拡声機表示板

（20cm×15cm）

白色ベニア：文字色 黒色



【木津川市投開票所一覧】

投票所番号	投 票 所 名	投 票 所 住 所
1	木 津 小 学 校	木津川市木津町内垣外95番地
2	木 津 川 市 役 所	木津川市木津南垣外110番地9
3	鹿 背 山 会 館	木津川市鹿背山鹿曲田77番地
4	市 坂 集 会 所	木津川市州見台2丁目19番地1
5	梅 谷 区 集 会 所	木津川市梅美台4丁目20番地1・20番地2
6	相 楽 小 学 校	木津川市相楽清水1番地
7	吐 師 会 館	木津川市吐師前ノ橋34番地
8	泉 川 団 地 集 会 所	木津川市相楽川ノ尻27番地99
9	東 部 交 流 会 館	木津川市木津宮ノ堀149番地
10	高 の 原 小 学 校	木津川市兜台4丁目4番地1
11	兜 谷 集 会 所	木津川市兜台6丁目5番地1
12	相 楽 台 小 学 校	木津川市相楽台5丁目17番地1
13	木 津 川 台 小 学 校	木津川市木津川台2丁目4番地
14	梅 美 台 小 学 校	木津川市梅美台4丁目26番地1
15	州 見 台 小 学 校	木津川市州見台1丁目32番地
16	加 茂 支 所	木津川市加茂町里南古田156番地
17	加 茂 小 学 校	木津川市加茂町里西上田11番地1
18	加 茂 人 権 セ ン タ ー	木津川市加茂町北小谷55番地2
19	文化財整理保管センター分室	木津川市加茂町岡崎考28番地
20	当 尾 の 郷 会 館	木津川市加茂町辻下垣外16番地
21	南 加 茂 台 公 民 館	木津川市南加茂台5丁目2番地3
22	南 加 茂 台 小 学 校	木津川市南加茂台12丁目11番地
23	南 加 茂 台 第 5 集 会 所	木津川市南加茂台13丁目14番地
24	山 城 支 所 別 館	木津川市山城町上粕北の場3番地1
25	上 粕 小 学 校	木津川市山城町上粕学校1番地
26	椿 井 区 公 民 館	木津川市山城町椿井舟戸32番地
27	北 河 原 区 公 民 館	木津川市山城町北河原古屋敷104番地
28	神 童 子 公 民 館	木津川市山城町神童子不晴谷113番地
29	大 平 尾 会 館	木津川市山城町平尾浜屋敷23番地
30	北平尾区コミュニティセンター	木津川市山城町平尾中古川113番地2
31	棚 倉 小 学 校	木津川市山城町綺田局塚14番地
32	城 山 台 小 学 校	木津川市城山台6丁目1番地1
開票所	木 津 川 市 中 央 体 育 館	木津川市木津石塚147番地

裁判員候補者予定者選定について

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に基づき、候補者予定者を選定します。

- ① 9月定時登録の選挙人名簿から選定
↓
- ② 選定人数については、6月定時登録の選挙人名簿登録者総数が基準となり、京都
地方裁判所から割当（通知済）木津川市は 133人
↓
- ③ 選挙管理委員会で選定（名簿調製プログラム）
↓
- ④ 10月15日までに京都地方裁判所に報告【本年は9月25日までに報告】

根拠法令 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

（裁判員の選任資格）

第十三条 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

（就職禁止事由）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

- 一 国会議員
- 二 国務大臣

三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員（ニに掲げる者を除く。）

ロ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

ハ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員

ニ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員、防衛省職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第六項の規定の適用を受ける職員

四 裁判官及び裁判官であつた者

五 検察官及び検察官であつた者

六 弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下この項において同じ。）及び弁護士であつた者

七 弁理士

八 司法書士

九 公証人

十 司法警察職員としての職務を行う者

十一 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）

十二 法務省の職員（非常勤の者を除く。）

十三 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）

十四 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する者

十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授

十六 司法修習生

十七 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長

十八 自衛官

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 拘禁刑以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾留されている者

（辞退事由）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一 年齢七十年以上の者

二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）

三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者

五 過去三年以内に選任予定裁判員であった者

六 過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（第三十四条第七項（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。第二十六条第三項において同じ。）の規定による不選任の決定があった者を除く。）

七 過去五年以内に検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行う

こと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に
出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護
又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該
事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うこ
とができないものがあること。

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行
う必要があること。

(事件に関連する不適格事由)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることが
できない。

一 被告人又は被害者

二 被告人又は被害者の親族又は親族であった者

三 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補
助監督人

四 被告人又は被害者の同居人又は被用者

五 事件について告発又は請求をした者

六 事件について証人又は鑑定人になった者

七 事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人になった者

八 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者

九 事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行い、又は補充員として検察
審査会議を傍聴した者

十 事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

(その他の不適格事由)

第十八条 前条のほか、裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は、当該事件について裁判員となることができない。

(準用)

第十九条 第十三条から前条までの規定(裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、事件に関連する不適格事由及びその他の不適格事由)は、補充裁判員に準用する。

(裁判員候補者の員数の割当て及び通知)

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者

(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第

百九十四号) 第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。) をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

(裁判員候補者予定者名簿の送付)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

(裁判員候補者名簿の調製)

第二十三条 地方裁判所は、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿の送付を受けたときは、これに基づき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者名簿にあっては、記録。第二十五条及び第二十六条第三項において同じ。)をした裁判員候補者名簿を調製しなければならない。

2 裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

3 地方裁判所は、裁判員候補者について、死亡したことを知ったとき、第十三条に規定する者に該当しないと認めたとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき又は第十五条第一項各号に掲げる者に該当すると認めたとき

は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿を送付した地方裁判所にその旨を通知しなければならない。ただし、当該裁判員候補者予定者名簿を送付した年の次年が経過したときは、この限りでない。

検察審査員候補者予定者選定について

『検察審査会法』に基づき、候補者予定者を選定します。

- ① 9月定時登録の選挙人名簿から選定



- ② 選定人数については、6月定時登録の選挙人名簿登録者総数が基準となり、各京都検察審査会から下記のとおり割当

京都第一検察審査会	京都第二検察審査会
第一群 3人	第一群 3人
第二群 4人	第二群 4人
第三群 4人	第三群 4人
第四群 3人	第四群 3人
計 14人	計 14人



- ③ 選挙管理委員会で選定（名簿調製プログラム）



- ④ 10月15日までに京都第一検察審査会に報告【本年は9月25日までに報告】

根拠法令 検察審査会法（抜粋）

（欠格事由）

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 一年の拘禁刑以上の刑に処せられた者

（就職不能者）

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一 天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣

二 国務大臣

三 裁判官

四 検察官

五 会計検査院検査官

六 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）

- 七 法務省の職員（非常勤の者を除く。）
- 八 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）
- 九 司法警察職員としての職務を行う者
- 十 自衛官
- 十一 都道府県知事及び市町村長（特別区長を含む。）
- 十二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）及び弁理士
- 十三 公証人及び司法書士

（除斥事由）

第七条 検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

- 一 検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。
- 二 検察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。
- 三 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は被用者であるとき。
- 五 検察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。
- 六 検察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
- 七 検察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護人となつたとき。
- 八 検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

（辞職可能者）

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- 三 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員
- 四 学生及び生徒
- 五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者
- 六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者
- 七 過去三年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による選任予定裁判員であつた者

八 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（同法第三十四条第七項（同法第三十八条第二項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。））、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不選任の決定があつた者を除く。）

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

（審査員候補者の員数）

第九条 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

② 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

（審査員候補者の選定）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

③ 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(名簿の送付)

第十一条 市町村の選挙管理委員会は、第九条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

(審査員候補者の異動通知)

第十二条 市町村の選挙管理委員会は、第十条第一項の規定により選定した検察審査員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなつたことを知つたときは、前条の規定により検察審査員候補者予定者名簿を送付した検察審査会事務局にその旨を通知しなければならない。ただし、当該検察審査員候補者の予定者が属する群の検察審査員の任期が終了したときは、この限りでない。

(審査員候補者名簿)

第十二条の二 検察審査会事務局長は、第十一条の規定による検察審査員候補者予定者名簿の送付があつたときは、これに基づき、政令で定めるところにより、検察審査員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者名簿にあつては、記録。第三項において同じ。)をした検察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

② 検察審査員候補者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

③ 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

(欠格事由等の調査)

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

一 第五条各号に掲げる者であること。

二 第六条各号に掲げる者であること。

三 第八条各号に掲げる者であること。

(質問票)

第十二条の四 検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

(公務所等に対する照会)

第十二条の六 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(審査員候補者名簿から削除)

第十二条の七 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

- 一 死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなつたことを検察審査会が知つたとき。
- 二 検察審査会が第十二条の三各号に掲げる事由に該当する旨の判断をしたとき。
- 三 検察審査員又は補充員に選定されたとき。

(審査員及び補充員の選定)

第十三条 検察審査会事務局長は、毎年十二月二十八日までに第一群検察審査員候補者の中から各五人の、三月三十一日までに第二群検察審査員候補者の中から各六人の、六月三十日までに第三群検察審査員候補者の中から各五人の、九月三十日までに第四群検察審査員候補者の中から各六人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

② 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各一人の立会いをもつてこれを行わなければならない。この場合において、立会いをした者は、検察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。